

【動産質権】(E II 191～197頁、教319～336頁)

ポイント58 質権の成立には、質権設定契約だけでは足りず目的物の引渡しが必要であり(344条)、しかも、設定者に直接占有を止めた**占有改定**(183条)による引渡しではダメだとされている(345条)。どういう理由からそのような規定があるのか。

ポイント59 いったん質権が成立した後で、質権者が質権設定者や第三者にだまされて質物である動産を返還してしまった場合、質権はどうなるか。

ポイント60 債務者が被担保債権の弁済を怠った場合、質物を競売する以外に質権者＝債権者が被担保債権を回収する方法はないか。

1 質権の意義

- ・留置的効力＋優先弁済権(342条)

2 質権の成立と存続

- ・対象：不動産、動産、債権その他の財産権で譲渡可能なもの(343条)
- ・要物契約性←→債権契約としての質権設定契約＋質権の成立要件としての引渡し
- ・対抗要件：(債務者による代理占有以外の)占有の継続。353条にも注意。

3 動産質権の効力

- ・被担保債権の範囲は無制限←→抵当権・不動産質権の場合(375・359・361条)
- ・留置的効力≠積極的な使用・収益。収取した果実による優先弁済(297・350条)
- ・流質禁止原則(349条)とその例外(354条の簡易の弁済充当を含む)

4 質権特有の消滅原因——義務違反を理由とする消滅請求(350・298条)

5 質権者の資金調達手段としての転質

【動産譲渡担保】(E II 199～201頁、教351～376頁)

ポイント61 動産譲渡担保が利用される理由は何か。

ポイント62 動産譲渡担保を設定したSが、直接占有しているのを奇貨として、目的物を何の負担もない自己の所有物だと称してDに売却したり、Dに譲渡担保権を設定した場合、譲渡担保権者GとDとの関係はどのように規律されるか。

ポイント63 譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の債権者が目的物を差し押さえたり、譲渡担保設定者が倒産した場合、どのような主張をすることができるか。

1 動産譲渡担保の意義と機能

2 動産譲渡担保の設定と対抗要件

3 動産譲渡担保の効力——譲渡担保の対外的効力を中心に

- ・ 譲渡担保権者 vs 譲渡担保設定者からの転得者
 - (a) 違法な処分の場合
 - (b) 適法な処分の場合
- ・ 譲渡担保権の二重設定
- ・ 譲渡担保権者 vs 譲渡担保設定者の債権者（差押債権者や倒産債権者）

【動産売買先取特権】（E II 215～221頁、教387～400頁）

ポイント64 動産の売主が、自らが売却して引き渡した動産から優先的に売買代金の弁済を受ける権利（321条の動産売買先取特権）を法律によって認められるのはなぜか。
ポイント65 動産の買主が買い受けた動産を転売した場合、代金を受領していない売主はどうすれば代金債権を回収できるか。買主が買い受けた動産に譲渡担保を設定した場合はどうか。

- 1 先取特権制度一般の中での動産売買先取特権の意義
- 2 動産売買先取特権の効力
 - ・ 転売代金債権に対する物上代位の意義—抵当権との対比
 - ・ 担保権実行方法（物上代位を含む）と難点
 - ・ 物上代位権の強力な効果と限界（百I 82・83事件、最判平成17年2月22日判時1889号46頁）
- 3 引渡しによる動産売買先取特権の消滅（333条）の意義

【所有権留保】（E II 202～206頁、教371～376頁）

ポイント66 所有権留保はなぜ発達してきたのか。
ポイント67 特約付で中古自動車を販売した業者Dは、販売店SDが代金を支払わないまま倒産した場合、留保所有権に基づいて、SDからその自動車を購入し、代金を完済して引渡しを受けた最終購入者Uに引渡しを求めることができるか（百I 99事件）。

- 1 所有権留保の意義と機能
- 2 所有権留保の設定と消滅
 - ・ 設定要件：所有権留保特約（割販7条参照）。対抗要件はない！
 - ・ 所有権留保の消滅（所有権完全移転） **原則** 代金完済、**例外** 宅建43条（3割支払）
- 3 所有権留保権の効力
 - ・ 利用関係 通常の売買契約の買主と同じだが、特約による制約が多い。
 - ・ 売買目的物の引き揚げによる優先弁済
 - ・ 要件：買主の債務不履行。失権条項や期限の利益喪失条項を多用（割販5条も参照）。
 - ・ 清算義務があるが清算金がないことも多い。買主には同時履行の抗弁権や留置権。
 - ・ 所有権留保の対外的効力
 - (a) 売主 vs 買主からの転得者
 - (b) 売主 vs 買主の債権者（差押債権者、倒産債権者）

	差押え	破産	会社更生	民事再生
所有権者	第三者異議の訴え (民執38条)	取戻権 (破62条)	取戻権 (会更64条)	取戻権 (民再52条)
抵当権者	優先弁済権 (民執85条5項)	別除権 (破65条)	更生担保権 (会更2条10項)	別除権 (民再53条)